

令和2年度 第1回 川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事録

開催日時 : 令和2年7月20日(月)
午後1時30分から午後4時45分
開催場所 : 川口市役所第一本庁舎
6階 601大会議室

■出席委員

加藤分科会長、剣持副分科会長、鶴野州委員、大石委員、小貝委員、佐藤委員、清水委員、竹田委員、田村委員、吹上委員、布施委員、本橋委員、山南委員、若林委員、渡部委員

■欠席委員

なし

■事務局出席者

根岸子ども部長

子ども総務課：秋葉次長、加来課長補佐、澤口主任、仲田主任、堀田主事、田中主事補

子ども育成課：駒木次長、近藤課長補佐

子育て相談課：森岡次長、今井係長

保育運営課：内田課長、永瀬課長補佐

保育入所課：田村次長

青少年対策室：池沢室長

地域保健センター：五十嵐センター長

学務課：高宮次長、石田係長

生涯学習課：蓮沼課長補佐

■傍聴者：2名

■配付資料

次第

資料1-1、1-1参考、1-2 第1期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

資料2-1、2-2 施設認可部会の開催状況について

資料3 保育士の配置特例の適用について

資料4 放課後児童支援員の資格要件について

資料5 公立保育所のあり方に関する基本方針について

資料6、6別紙 母子生活支援施設について

資料7 今後のスケジュールについて

資料8 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業

1 開会

2 子ども部長あいさつ

3 児童福祉専門分科会長あいさつ

4 児童福祉専門分科会副分科会長の指名

剣持委員が副分科会長に指名された。

5 施設認可部会委員の指名（報告）

6 議事

議題（1）第1期川口市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について

○事務局

資料1-1、資料1-1参考、資料1-2について説明。

○委員

新型コロナウイルスにより学校が臨時休校となった。その間、勉強できる環境にある子どもはよいが、勉強ができない環境にある子どもは、何も分からない状況になってしまっている。全ての子どもに今までどおりの学力をつけさせるため、現場は大変になっていると思う。そのため、教員の数を増やすことや1学級あたりの人数を減らすなどして、今まで通りの学習を行ってほしい。

○事務局

早急に教員の人数を増やしたり、1学級あたりの人数を減らしたりすることはできない。しかし、教員をサポートするための学習補助員やスクールサポートスタッフといった人員を配置し、教員が子どもと向き合える時間を確保するなどの方策をとる予定である。正式には2学期から行っていく予定である。

○委員

対策を検討していることは心強く思う。貧困家庭や、ひとり親の家庭はさらに大変な状況になっていると聞いている。ぜひ対策を行って欲しい。

○委員

学務課長の話は学校現場としてありがたいと思っている。実際に8月末から授業開始であり、夏休みが例年より短くなっている。そのため、そういった先生方が来てくれる事はありがたいと思っている。また、6月から分散登校が始まり、各学校において学力定着のための工夫を行っている。教育委員会から指導を受けながら小学校長会としても学力維持に努めている。

○委員

並木小学校の話では土曜も授業を行っている。先生も含め学習の機会をいただいている。また、おそらく全市的にクーラー等の環境が整っていると思っており、ありがたいことである。

○委員

1点目の質問として、資料1-2について、地域によってニーズや待機児童の数が異なっており、人口増加が見込まれる地域や、待機児童が減少する地域などといった地域差があると思うが、それぞれの地域により差をつけた対応を行う予定はあるのか。2点目の質問として、幼稚園利用者でファミリー・サポート・センター事業を利用している人がいるが、当該事業を知る機会があまりないように思う。家庭向けにはどのような周知を行っているのか。

最後に3点目の質問として、実費徴収に係る事業において、令和元年度の予算は幼児教育・保育の無償化を見込み計上していると思うが、予算を試算する際のデータは何を考慮し算出しているのか。

○事務局

1点目の質問については、地域によって待機児童数や保育ニーズが異なっている事は把握している。特にJRの駅周辺等はニーズが高くなっている所がある。昨年度から、保育所の整備にあたっては公募という形をとっている。その際に、重点地区を定めることにより、保育ニーズに沿った整備を行っているところである。

○委員

地域によって保育ニーズが異なるとの話だが、延長保育を希望する家庭の数等の地域的違いはあるのか。

○事務局

延長保育については地域による格差は想定していない。保護者の方の残業等といった突発的な事情が延長保育の主要因と理解しており、これによる地域差は無いものと考えている。

○事務局

2点目の質問のファミリー・サポート・センター事業の周知方法については、川口市のホームページ又は子育てガイドブック、子育て情報メール、専用のリーフレットで案内している。サポーターの募集は広報かわぐちを通じて行っている。

○委員

保育所や幼稚園がつなぎ役となり保護者まで情報を提供することが重要であると思う。

○事務局

3点目の実費徴収に係る予算額の想定については、ご指摘の通り令和元年10月から幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに非課税世帯あるいは年収要件緩和等の条件による該当世帯において、給食費又は副食費が無償化されることとなったことから、月額4,500円を上限として対象者を見込んでいた。ただし、実績としては請求金額が少ないため、予算額と請求金額に差が出ている。

○委員

子育て支援事業について、新型コロナウイルスで課題等が出ていると思う。現在どのような対応をしているのか。また、外国籍の方が増えていると思うがそういった方への支援はどのように行っているのか。

川口市でも小学校のインターネット授業等が検討されているが、家庭によっては環境整備が難しいものがある。機材の貸し出し等を行い、全ての子どもが平等な学習機会を得られるよう対策を行ってほしい。また、外国語での表記を増やすなど取り組みを行い支援をしてほしい。

○事務局

地域子育て支援センターやおやこの遊び広場、つどいの広場は新型コロナウイルスにより事業自体を見送っていたが、徐々に再開している。その際には、入口での体温測定や体調のチェック等を行っている。また、オンラインソフトのZOOMを用いて、悩み相談等を実施している。

外国籍の方に対しては、地域によって差があるが、基本的にはボディランゲージで対応したり、保護者等で日本語が堪能な方を通じて話をしている。また、翻訳ソフト等を使い会話をしている。

○事務局

子どもの学習の確保については、オンラインでの授業等の必要性は感じている。現在、国の方針としてGIGAスクール構想があり、学校教育部においてその構想に基づいて進めている。学校数が多いため、一斉に行うのは難しいが着実に対策を行っている所である。

○委員

川口市では3人の子どもが新型コロナウイルスの陽性者となった。そういった場合には幅広く検査を行うなど対策を行ってほしい。

○事務局

保健所にてPCR検査を行っているが、一日に検査できる数に限りがあるため、対応が難しい状況にある。徐々に検査数を増やすような体制をとりつつあるためご理解いただきたい。

○委員

全戸訪問事業の達成率は95.5%であり、今後100%を目指すことはとても良いと思う。また、フォローを念頭に置いて活動していると思うが、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問した後のフォロー

はどうなっているのか疑問である。家庭によって育児状況が異なっており、虐待等の心配があると要保護児童対策地域協議会の対応になると理解しているが、それ以外にもグレーな家庭等が出てくると思う。そういった家庭に対してどのようにフォローしているのか。

また、外出が難しい家庭と子育て支援センター等がつながることが重要と考えるが、そういった家庭との連絡や事業の周知をどのように行っているのか。

○事務局

フォロー方法については、4か月までの家庭を訪問しており、その後は必要に応じて保健師等がフォローしている。養育支援訪問事業については、要保護児童対策地域協議会において判断し専門の保健師等が必要な支援を行っている。また、外出できない家庭への支援については、子ども・子育て支援事業の13事業中において該当はないが、方策を検討していく。

○委員

メールやSNS等を用いて周知を行ってはどうか。

○委員

子育て支援センターを運営しているが、外出が難しい家庭があるのは把握している。各事業所により異なる場合はあるが、オンライン茶話会やオンラインでの相談会を始めていると聞いている。広報かわぐちや子育て相談課で事業の周知は行われていると理解している。

○委員

支援事業へ参加できる家庭はよいが、転入者など川口市に知り合いがいなく、支援事業に参加するきっかけがない方などへ向けた情報の周知の一環としてSNS等を用いた方がよいと思う。

○委員

乳児家庭全戸訪問事業では対応できない、転入家庭向けの周知方法について対応があれば教示願う。

○事務局

転入者の場合は子ども医療費の手続きに来た際に案内を行っている。

○委員

全戸訪問事業において95.5%の達成率となっているが、残りの部分に虐待等が隠れていると聞いている。訪問できなかった部分については、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査へ情報は引き継がれているのか教示願う。

○事務局

対象年度に訪問できなかった家庭については、翌年度に訪問している。転出された方等を除いて、すべての家庭を訪問している。

○委員

放課後児童クラブにおいて学校敷地以外での利用を考えているとのことだが、去年度までの方向性は学校内で行うということだったと理解しているが、方向性が変わったのか。

○事務局

川口市では学校内において実施してきていたが、学校内のみでの実施が難しい地域が出てきたことから敷地外での施設の整備を行う必要性が出てきたためである。

○委員

今まで民間学童への補助は出ていなかったと理解するが、このような方針が出たことから今後は補助対象となりうるのか。

○事務局

補助については現状では決まっていない。現在、川口市では学校外に施設を作ったことがないため先進事例を参考にしていく。

○委員

13事業において保健師が乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問を行っているが、コロナ禍の中でそのような事業を行える体制となっているのか。

○事務局

現状では新型コロナウイルスの対応に追われていることもあり、人材の確保・配置はすぐにはできないため、十分な体制とは言い難いが現在の体制で行っていかねばならないと考えている。

○委員

必ず全戸訪問等を行わなくてはならないのか。2人目の家庭等は必須にしない等の対応をしてもよいのではないか。

○事務局

乳児家庭全戸訪問事業について、新生児訪問は保健師が行っているが、新生児訪問を受けられなかった家庭への訪問は子育て相談課の再任用の保育士が行っている。コロナ禍であるため、電話で事前アンケートを行う等時間を短縮する工夫をしながら実施している。

○委員

いままでは直接顔を合わせ行っていた事業においても、今後はインターネット等を用いた相談対応の方法を検討してほしい。

○委員

乳児家庭全戸訪問事業については、電話だけで行うことは不十分であり、顔を合わせる事が重要であるとする。養育者の育児の負担感や、子どもの安否確認をすることが重要であることから、訪問し様子を見ることが良いと考える。それでも難しい場合、次の手段として ZOOM 等を用いて様子を確認できるような方法があれば、虐待防止の観点から良いのではないかと。

○事務局

訪問時にはアポイントメントを取ってから家庭へ伺っている。また、乳児家庭全戸訪問事業とは別事業となるが、外国籍の方で母国に帰国してしまい連絡が取れなかった方と ZOOM を用いて状況を確認した事例もあることから、オンラインソフト等の重要性は認識している。

○委員

児童相談所や保健センター等においては、事業を実施可能かどうか不透明な状況になっている。そもそも職員数を減らしてきたことからこのような問題が起こったと思っている。例えば、さいたま市では人口比に対する児童相談所の職員数は足りていないという報告がある。直接会って話すことは重要であると思っており、さらには様々な機関で連携をとるべきである。そのための体制を構築して欲しい。

○事務局

皆様から頂いたご意見については市としても重要な課題であると認識している。こうした状況の中で全戸訪問も含め、安全を考えて市の様々な関係機関と連携し、課題に取り組んでいきたい。

議題（２）施設認可部会の開催状況について

○事務局

資料 2-1、資料 2-2 について説明。

○委員

国の施策の流れとして、認定こども園への移行を行っており、川口市もその流れに乗っていくと理解しているが、今後の市内幼稚園の認定こども園への移行のスケジュールはあるのか。

また、令和 3 年度は保育園の利用者の確保が難しくなると思う。理由としては、新型コロナウイルスの影響で登園を控える家庭が増え、また、家庭の状況等により保育園へ預ける家庭が減る可能性があるためである。そういった状況の中、川口市保育園協会としても協力していきたいと考えている。

○事務局

認定こども園への移行スケジュールについては、令和2年度に川口ふたばこども園が開園している。今年度の整備状況については1園と協議中である。また、来年度以降も数園から話をいただいている状況である。

議題（3）保育士の配置特例の適用について

○事務局

資料3について説明。

○委員

本条例改正案の内容は保育関係者・団体等へはすでに説明は行ったのか。

○事務局

まだ説明は行っていない。6月市議会において検討方針は述べたが、具体的な資料を提示したのは本会議が初めてである。

○委員

さいたま市の保健福祉委員会及び市立保育園協会において、さいたま市より提案がなされ2年間協議を行ってきた。このように、市側から保育関係者等に案を提示し協議していくのは賛成である。一方で、特例による保育士の配置基準の緩和については以下の問題点、懸念点がある。

まず、特例①を適用した朝夕の保育時間に事故があった場合、保育士が事故の責任を取ることになりかねず、ますます保育士の負担・責任が増すことになる。また、小学校教諭等の免許を持っている人が、どれほど保育園で働きたいかというニーズの裏付けがないまま特例②を制定しようとしていると思料する。さらに、このような特例により基準を緩和していくと保育士の処遇問題が解決されないままになってしまう恐れがある。

最後に、本特例はいつまで適用するものなのか。待機児童がなくなったら止めるものなのか。このような条例が制定された場合、継続し適用されてしまう危機感を持っている。

○委員

委員の懸念はもつともであるが、さいたま市と東京都に挟まれた川口市の立地を考えると保育士の確保が難しい現状にあり、川口市保育園協会として市に要望をしてきた背景がある。今まで、市側は保育の質の担保の観点から慎重な対応をしてきたが、現状を踏まえこの特例を検討していただいたと考えている。そのなかで、事故が起きた場合にどうするか等は議論していくべきと考えるが、団体としてはありがたく受け入れる方向である。

○事務局

指摘いただいた事項について個別の回答は難しいが、今回示した案について皆様のご意見を頂戴できればと思う。提示した案それぞれに問題点があるのは承知しており、慎重に進めていきたい。

○委員

子育て支援員研修とはどのような研修なのか。または、修了証が発行される研修なのか、それとも、一定の経験により付与されるものなのか。また、特例適用者の条件についてそれぞれ以下の不明点があり教示願う。条件「ア」十分な期間とはどの程度の期間なのか。条件「イ」家庭的保育者とはどのような者か。条件「ウ」子育て支援員研修の地域型保育コースとはどのような研修なのか。

○事務局

条件「ア」の十分な期間については期間の設定が課題になると思料するが、現状で具体的な時間は示すことはできない。しかし、近隣の例では年間1,440時間、1,920時間等それぞれの自治体で期間を決めており、川口市も同様に検討していく。条件「イ」の家庭的保育者とは家庭的保育事業を行う者であり、一定の研修を受けた者である。最後に、条件「ウ」子育て支援員研修の地域型保育コースとは埼玉県で行っている研修であり、修了証が交付されるものである。

○委員

様々な市での先行事例があると思うが、そこでの問題点をどのように川口市版として置き換えていくのか。また、同一労働、同一賃金については、どのような扱いとなるのか。

○事務局

先行事例の課題については、他市の状況を把握していく。責任の所在や、各保育所における懸案事項等の引継ぎ方法等については、特例を実施した際には、保育所に協力をお願いする形となると考えている。

○事務局

同一労働、同一賃金の問題については国でも議論がなされていると思うが、保育現場においては有資格の保育士と無資格の支援員については民間企業の労働契約によるものであり、一概には申し上げられないが、一般論としては、資格の有無により給与体系に若干差が生じる場合があるものと理解している。また、その他の諸手当等に対する差の有無については承知していない。

○委員

特例②の場合、「子育て支援員研修を修了した」という言葉が無いため、幼稚園教諭等の免許があればそのまま適用できるのか。幼稚園教諭については3歳児から実際に幼稚園で面倒を見ている年齢であるが、養護教諭は小中高までの範囲があるため、免許を持っているだけという状況ではいかなるものかと考える。

○事務局

国が定めている特例では研修の受講は必須事項ではないが、他市の事例を見る限り、研修を受けさせている自治体もあり、各自治体の判断で研修を受けさせることは可能である。特例を適用する免許にそれぞれ特性があると思っており、保育現場を知るためには研修が必要と考えているが、どちらにするか現状では決まっていない。

○委員

宇都宮市では子育て支援員研修の受講希望者は少なかった。川口市ではどれほどのニーズがあるのか現状を教示願う。また、保育士と競合するようになると保育士の価値が下がるのではという懸念がある。

○事務局

研修主催の埼玉県に確認した所、昨年度の川口市からの研修受講者は60名程度いたと聞いている。それ以外にも会場の関係等により研修を受講できない人がいたと聞いている。

○委員

研修を受講すれば必ず資格を取ることが可能なのか。また、研修参加者に対する試験等による修了証の交付基準はあるのか。

○事務局

本研修は複数回、複数日の日程であり、全日に参加すれば修了証が交付されるものと聞いている。研修内容からみるに効果測定は無いと思われる。しかしながら、1講座あたり6日程度の研修であり、全日の研修を受けないと修了証の交付には当たらないものと思われるため、簡単な研修ではないと理解している。

○委員

川口市は平成27年度から保育園を増やしていると認識しており、質の担保は重要な問題であると考えている。また、保育事故が起こった市であるため、慎重に事故対策を考えたいうえで、特例の適用を考えた方がよいと思う。

議題（4）放課後支援員の資格要件について

○事務局

資料4について説明。

○委員

議題（3）と同様に2人のうち1人が補助員というところでの事故が心配である。学童には特別支援学級等の子どもが入ってくる場合もあり、様々な対応が求められている。支援員のニーズはあると思っており、

川口市であれば市内の大学等と連携をとり、研修の機会を増やすのは重要であると思っているが、特例の適用については慎重に検討してほしい。

○委員

子ども・子育て支援法により支援員の2名配置が決まったが、特例により崩されてきていると考える。内閣府調査による学童保育における事故の件数は、平成27年度は228件に対し平成31年度は445件となっている。参考までに保育所での事故件数は平成27年度は385件、平成31年度は1,293件であったことから、保育の質を考えていくことが求められていると考える。

○委員

小学校での事故の大半は休み時間に発生しており、学童保育の現状と似通っている点もある。そのため、事故のリスクも上がると考えられる。

○委員

川口市は外国籍の家庭が多く、他市よりも多様な背景を持つ子どもへ対応しなくてはならないと思われる。その現場のひとつは保育現場であり、学童保育においても同様である。そのため、他市よりも複雑な事情を考慮し、基準を検討してもらいたい。

議題（5）公立保育所のあり方に関する基本方針について

○事務局

資料5について説明。

○委員

保育の質については構造上の問題と保育内容の問題の2つが重要な課題であると考え。しかし、保育の質に関するガイドラインは世田谷区等では策定されている一方でさいたま市や川口市には無いものと理解している。非常事態宣言時に保育園では登園自粛が求められ、登園児が減少した。その際には手厚い保育ができたと感じている。保育の質を考える際にはガイドラインを作るべきであり、それがないと質を保証できないと考える。そのうえで、公立保育園がガイドラインを作りながら私立保育園等へ影響を与えることが公立保育園の重要な役割と考える。

○委員

ガイドラインは大切であるが、保育所、保育士支援について告示等されている中でまったく保育の質について触れている基準がないわけではないと考えている。しかし、川口市としてのオリジナルの保育への考え方があるとよいと考える。また、国の配置基準より川口市の基準は厳しくなっており、手厚い保育への姿勢があると思っている。

○委員

保育需要の弾力的受け皿としての公立保育所の役割として、ある程度延長保育等の多いエリアではそういったことを行える保育所を重点的に配置することで、延長保育を必要とする家庭が集約され、それに伴った保育所側の人員配置も整理できるのではと思う。

地域のニーズに特化した保育所の機能を持ち合わせることで、人員配置等において効率的な運用ができるのではと思う。

○事務局

一時預かり等の利用状況等の地域性や、保育需要の今後の見通しを踏まえ公立保育所として弾力的に対応をできるような形を検討している。

○委員

公立保育所で実際に働いている当事者がどのように考えているのか。また、地域でのニーズにどのように応えることができるのかが重要であると考え。そのためには当事者の意見を聴取する場があるとよいと思う。

○事務局

策定段階において、保育入所課の保育士の意見を踏まえ策定している所である。

○事務局

過去の課題や今後予想される課題等について、保育入所課に在籍している所長経験者を含めた現役保育士や退職した所長経験のある保育士と検討したが、その内容について現役の所長等から意見を頂戴する予定である。そこで頂いた意見について、協議した結果を審議会に諮りたいと思っているが、必要であれば意見徴収の場を設けることも検討していく。

○委員

公立保育所では給与等の労働環境は同一であるのか。

○事務局

公設公営保育所では給与体系等は同一である。

○委員

今後、川口が優れた保育を行うために、保育士等の話を聞きたいと考える。

議題（6）母子生活支援施設について

○事務局

資料6について説明。

○委員

本制度は生活保護とは別のものか。また、父子家庭での需要はないのか。

○事務局

生活保護受給者であっても、自立する意思があれば入所は可能であり、過去に入所した実績はある。また、本施設の対象は母子家庭のみとなっており父子家庭のニーズについては把握していない。

○委員

DVが理由での入所の実績は11市となっているが、川口市は対象となっているのか。

○事務局

本施設は、入居者を市内在住者のみに限定しており、DV被害にあわれた方は市外での保護を行っているため、本施設への入所は行っていない。また、他市でDV被害にあわれた方の受け入れも行っていないため、川口市においてはDV被害者の入居実績はない。

○委員

そのような状況であれば、今後の方針（案）のとおりで問題ないのではないかと思います。

○委員

今後の方向性として、施設利用が令和4年3月末までとなっているが、現在1世帯しか入っていない状況であり、利用期間終了日をもう少し早めて、他の場所を借り上げることの方が経費削減になると思う。

○事務局

利用期日を令和4年3月までと設定した理由としては、平成23年に国の補助金を用いて一部改修を行ったが、その補助金の条件が10年間の施設運営となっており、令和4年3月まで建物を維持していく必要があるためである。

○委員

現在入所中の1世帯は令和4年3月以降どうするのか。

○事務局

入居中の方については公営住宅への応募をしている状況であり、また、民間住宅への入居についても助

言・相談を行っているところである。

○委員

平成29年度には6世帯14人が入居しているが、現在は1世帯2人のみであり入所世帯にばらつきがあり、入居希望者が今後逡減していくか分からない。主な入所理由として挙げられている住宅確保困難者や養育困難者に対して行ってきた支援は、施設を廃止した後に必要な者が現れた場合には別な制度が用意されているという理解でよいか。

○事務局

住宅確保困難者については、生活保護等を視野に入れながら支援を行う。また、養育支援については在宅での支援を行っていく予定である。なお、施設への入所を希望される方等については近隣の類似する施設への入所等を視野に入れ検討している。

○委員

今後の方向性については老朽化等の観点から適切かと思う。また、資料に記載のある在宅での支援に変更していくとは、先に事務局が述べた内容でよいか。

○事務局

そのとおりである。さらに、現在は母子家庭への支援であるが、今後はひとり親世帯への相談支援体制を強化しながら実施していく。

○委員

指定管理期間が令和2年度までだが、その後はどのように管理していくのか。

○事務局

今の事業者による指定管理期間を延長する方向で検討している。

議題（7）その他

○事務局

資料7、資料8について説明。

○委員

多様な集団活動とあるが、具体的にどのような活動を指しているのか。

○事務局

本事業の対象としては認可外の幼稚園や外国人学校、森のようちえん等の活動となっている。

○委員

この委託事業はどういった地域で行われているのか。

○事務局

国の委託募集に応じた自治体を実施するものである。

○委員

さいたま市は応募していないのか。

○事務局

さいたま市に確認したところ、さいたま市も応募しており選定されている。

○委員

さいたま市と川口市で同じ施設を対象として調査を実施するという理解でよいか。

○事務局

調査は施設が所在している自治体ではなく、施設に通っている児童が住民票を置いている自治体を実施するため、川口市民として通っている児童分については、川口市が実施することとなっている。

○委員

それでは、本日の議題は全て終了する。

○事務局

以上をもって、令和2年度第1回川口市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会する。